

大正中学校いじめ防止基本方針

平成30年2月22日

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
(法第2条)

いじめ防止の対策に関する基本理念

◎いじめはどの集団にも、どの学級にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であることに基づき、その防止に向けて全校で取り組む。
◎いじめを防止するには、特定の子どもの立場だけの問題とせず、地域、保護者、関係機関と連携し対応すると共に、学校教育全般に通じてその防止に取り組むことが必要である。
◎生徒自らが、安心して豊かに生活できる学校や集団を築くことができるように指導し、いじめを許さない生徒集団の実現に努める。

1 大正中学校いじめ防止基本方針

- ◎学校教育目標の「優しさや思いやりの心を持ち、お互いの生命と人権を大切にします。」の具現化に向け、開発的な生徒指導を推進し豊かな心の生徒を育みます。
- ◎生徒自身が主体的に「仲間はずれ、いじめ、暴力を起こさない学校」を築くことができるように、生徒の自治活動を推進します。
- ◎いじめ防止に対しては、いじめ防止対策委員会を中心として組織的に、そして迅速に対応します。
- ◎地域と保護者との信頼関係を基に、連携していじめの防止に取り組みます。

2 開発的いじめ防止対策

- ◎命の教育（含む人権教育・道徳教育）を推進します。
- ◎生徒の社会性育成をめざした活動を行います。
 - ・社会性スキルアップ演習を行います。
 - ・自己有用感、自己存在感を得る体験的学習を行います。
 - 1年 ・プロジェクトアドベンチャー ・横浜遠足
 - 2年 ・鎌倉・湘南遠足 ・職場体験
 - 3年 ・修学旅行 ・保育実習
 - 全学年 ・さわやか運動（地域清掃） ・スマイルプロジェクト、グリーンリボン活動
 - ・あいさつ運動 ・地域ボランティア ・体育祭 ・大正祭 ・その他の学年行事
- ◎生徒の主体的ないじめ防止の取組を推進します。
 - ・スマイルプロジェクト、グリーンリボン活動、あいさつ運動を通じた「仲間はずれ・いじめ・暴力のない学校づくり」
 - ・自作の学級日誌を利用した学級や学年、学校の振り返りと課題解決の取組。
 - ・学級指導や道徳の時間のロールプレーやワークショップ、班長会議

3 予防的いじめ防止対策

- ◎特別支援教育の視点を含めた生徒理解を基に、生徒の生活支援、学習支援を推進します。
- ◎いじめの早期発見に努めます。
 - ・教育相談（年3回）、三者面談（年2回）、いじめ実態調査（年5回）
 - ・いじめ相談窓口
- ◎防犯教室（含む情報モラル教育）を開催し、規範意識やいじめ防止の意識を高めます。
- ◎よりよい部活動集団の育成を目指します。
 - ・大正中学校部活動心得・部長会

4 対処的いじめ対策

- ◎いじめ及びいじめと思われることに関して、いじめ防止対策委員会を中心に、迅速にそして組織的に対応します。
- ◎被害者、いじめを知らせてきた生徒の完全を確保します。加害生徒には、事情や心情を正確に聴取し、再発防止に向けて改善プログラム等を実施し、適切かつ継続的に指導します。
- ◎教職員の共通理解、保護者の理解、必要に応じて警察署等関係機関・専門機関との連携の基に取

り組んでいきます。

◎被害生徒の保護・継続的ケアを教職員の共通理解、学校カウンセラー、専門機関との連携の基に取り組んでいきます。

◎被害生徒、加害生徒の継続指導を確実にを行います。

◎再発防止と被害生徒の安心・安全確保のために支援生徒集団の育成に努めます。

◎重篤且ついじめが暴行等犯罪行為にあたりと認められたときは、警察署等の他機関と連携し対応します。加害生徒に、被害生徒の安全・安心確保のため別室学習・出席停止などの処置を講ずることもあります。

5 職員研修

◎いじめ防止や対応、より良い生徒集団作り、カウンセリングマインドの向上を目的とした職員の研修を充実させます。

6 いじめ防止対策に対するPDCAの取組

◎学校評価にいじめ防止対策の取組を加え、評価と改善を行います。

7 小中連していじめ防止に取り組めます。

◎小中連携したスマイルプロジェクトの推進

◎情報の共有化と対応

8 いじめ防止対策に向けた組織連携

いじめ防止対策委員会

- ・ 学校長・副校長・教務主任・生徒指導専任・各学年主任
- ※必要に応じて、養護教諭、学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が参加
- ※学年連絡会の開催時（週1回）、及び必要に応じて開催する。
- ・ 生徒指導部長・生徒指導専任・生徒指導部
- ※生徒指導部会の開催時、及び必要に応じて開催する。

拡大いじめ防止対策委員会

- ・ いじめ防止対策委員会に次のメンバーを次の加え、年3回開催する。
 学習部長、道徳教育推進委員、学級指導委員長、生徒会本部担当、部活動顧問会代表

防止・早期発見

- ・ P T A
- ・ 学校評議会
- ・ 学校・家庭・地域協働事業等

指導・措置

- ・ 南部児童相談所
- ・ 戸塚警察署
- ・ 横浜市教育委員会
- ・ 神奈川県警察署青少年保護センター

9 年間計画

月	活 動	月	活 動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会（通年） ・拡大いじめ防止対策委員会 ・生活アンケート（いじめ調査①） ・教育相談 ・学級指導（GWT） 	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳 ・学級指導（ロールプレー）
		10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級指導（エコグラム） ・大正祭
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・小中情報交換 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業 ・学校評価
		12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ実態調査④ ・世界人権週間 ・グリーンリボン活動
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ実態調査② ・学校評議会 ・修学旅行 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・2年職場体験 ・生活アンケート（いじめ調査⑤） ・拡大いじめ防止対策委員会
			<ul style="list-style-type: none"> ・学警連 ・3年保育実習 ・体育祭
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・地区懇談会 ・個人面談 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・1・2年大中学生の心を育てる講演会
			<ul style="list-style-type: none"> ・人権作文
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート（いじめ調査③） ・職員研修 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談